

緊急時の児童の保護者への引渡しと待機の判断について

災害発生時、学校は、災害の状況や周囲の被害状況、今後起こりうるであろう危険を予測して、児童を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかの判断が求められます。そこで、学校として児童は引渡しのルール（香美町）に従い対応しますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

■引き渡しのルール（香美町）

この「引き渡しのルール」（下表）は、文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成手引き」において、「引き渡しのルール（例）」の中で示している「震度5弱以上」地震の際の引き渡しを判断基準とします。また、津波による被害が予想される学校においての、大津波・津波警報発令時のルールを示したものです。

香美町においてもこのルールに準じ、児童生徒の安全を確保するものとします。なお、各学校園の実施した対応については、町教育委員会へ報告することとします。

	地震発生時のルール	〈津波による被害が予想される学校〉 大津波・津波警報の発令時のルール
児童生徒が在宅中	・震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	・警報が発令された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物3階以上か高台の避難場所へ避難する。
児童生徒が登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校する。 ・震度5弱以上の地震の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。	・警報が解除されても、校内及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が在校中	・震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。（保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる） ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。	・警報が発令された場合は、校舎の3階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 ・警報が解除されるまで、引き渡しは行わず、学校等で待機させる。 ・警報の発令中に、迎えに来た保護者については、警報が解除されるまで、児童生徒とともに、避難する。